

長浜市訓令第25号

長浜市行政改革推進本部設置規程及び長浜市業務改善予算化検討チーム設置規程の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

(長浜市行政改革推進本部設置規程の一部改正)

第1条 長浜市行政改革推進本部設置規程(平成18年長浜市訓令第60号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長浜市行財政改革推進本部設置規程

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 長浜市総合計画で掲げる「めざすまちの姿」の実現を目指して、市民や様々な団体と連携・協力しながら、社会経済情勢の変化に的確に対応した行財政改革を進め、もって持続可能な行政運営を図るため、長浜市行財政改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

第2条第1号中「行財政運営及び行政改革の推進」を「行政経営の方針」に改め、同条第3号中「組織・機構」を「組織機構」に改め、「合理化」の次に「及び定員の適正管理」を加え、同条第4号中「定員適正化」を「国県等補助金及び税外収入の確保」に改め、同条第5号中「事務事業」の次に「の棚卸し及び」を加え、同条第7号中「行政デジタル化及び民間活力の導入推進」を「外郭団体の見直し」に改め、同条第8号を削り、第9号中「行政改革」を「行財政改革」に改め、同号を第8号とする。

第3条第4項及び第5項を削る。

第4条の見出し中「本部及び部局行革本部の」を削り、同条第3項から第5項までを削る。

第5条第2項中「行政改革」を「行財政改革」に改め、同条第3項中「、総務部財政課長、総務部財政課財産活用政策室長」を「及び総務部財政課長」に改める。

第6条を次のように改める。

(部等の役割)

第6条 長浜市事務分掌条例(平成18年長浜市条例第15号)第1条第1項に規定する部、防災危機管理局、教育委員会事務局、議会事務局及び病院事業(以下「部等」という。)は、部等において協議の上、次に掲げる取組を進めることとする。

- (1) 部等の経営方針に関すること。
- (2) 部等の税外収入の確保に関すること。
- (3) 部等の事務事業の棚卸し及び見直しに関すること。
- (4) 部等の業務改善に関すること。

(5) その他部等の行財政改革に関すること。

第7条を削る。

第8条第1項中「第2条第6号」を「第2条第4号から第6号まで」に改め、同条第2項中「市長」を「本部長」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「及び部会」を削り、同条を第8条とする。

第10条第2項を削り、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

(長浜市業務改善予算化検討チーム設置規程の一部改正)

第2条 長浜市業務改善予算化検討チーム設置規程（令和2年長浜市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「長浜市行政改革推進本部設置規程」を「長浜市行財政改革推進本部設置規程」に、「第8条」を「第7条」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。